

# 第30回（令和3年度）植物研究助成募集要項

公益財団法人 市村清新技術財団

## 1. 助成の趣旨

みどりを守り育成することは、いま地球規模の緊急課題となっています。そのための一助として、植物の生態・環境およびその計測技術、保全・再生・省資源の研究に対し助成し、研究のためのフィールド（当財団の植物研究園施設）を提供します。

## 2. 助成対象研究

### (ア) 植物研究園（静岡県熱海市）を利活用し、工学的手法を用いた植物の生態研究

当財団の植物研究園および伊豆半島、函南原生林等の周辺地域の菌類・植物の生態研究を目的としたものとします。

### (イ) 植物の生態研究に必要となる計測技術の開発と研究

植物の生態を工学的に測定する計測技術の開発を目的とした研究で、実用化が可能なものとします。研究対象地域は限定しません。

### (ウ) 植物機能の利用によるみどりの回復、植物多様性の保全・再生、省資源に関する研究

持続可能なみどりの回復・再生、植物生態系の改善・回復・保全、植物を利用した省エネ・省資源対策を目的とした研究とします。研究対象地域は限定しません。

## 3. 助成対象者

大学の研究者または「公的研究機関」(\*)に所属する常勤の研究者とします。

なお、代表研究者は、研究の取りまとめを行い、研究助成金の管理および報告事務等を含めて研究計画の推進に責任をもちうる者とします。また、本助成の契約締結は、助成対象者と研究機関長を併記することも可とします。

申請されたテーマに関し、国や他の助成機関から助成を受けている場合は助成対象外とします。

(\*\*)

(\*)「公的研究機関」とは文部科学省の科学研究費の申請資格のある機関をいいます。

(\*\*) 重複する研究内容に対して他機関に助成を申請中の場合には申請は可能です。但し採択が決定した時点でいずれの助成を受けるか判断いただき他機関の助成を受ける場合には辞退していただきます。

## 4. 助成金額

一件当りの助成限度額は、150万円とします。

## 5. 助成金の用途

① 助成対象研究課題の遂行に必要な経費であり、研究補助者経費、旅費、設備機器・備品費、資料印刷費、通信費、運搬費、消耗品費、諸経費が対象です。

② 助成金の管理を所属機関にゆだねることもできますが、その場合、当財団からの助成金は全額を当該研究の研究費に充てていただく方針のため、所属機関に支払う間接経費/オーバーヘッドに関しては所属機関内で免除手続き等を行ってください。

## 6. 奨学寄附金申込書等の不発行

助成決定後、助成者が所属する研究機関・大学より指定の奨学寄附金申込書等が送付され、その提出を財団に要求されることがありますが、当財団はその対応はいたしませんので、ご承知おきください。

# 第30回（令和3年度）植物研究助成募集要項

## 7. 助成期間および継続等

- ① 助成期間は1年（令和3年4月1日から翌年3月31日）とします。
- ② 助成を継続する場合、原則として、助成対象研究（ア）、（ウ）は3年、助成対象研究（イ）は2年を限度とします。ただし、各年度毎に提出していただいた申請書と、前年度の研究成果に基づいて審査をいたします。
  - ・ 2年目の申請者は助成を受けた期間の研究の進捗状況を継続申請報告書に記載し添付してください。なお、助成対象研究（ア）の申請者は植物研究園利用予定を申請書中に明記してください。
  - ・ 3年目の申請者は助成テーマの研究成果に関する論文の別刷り、学会等での口頭発表の要旨を添付してください。また、助成を受けた期間の研究の進捗状況を継続申請報告書に記載し添付してください。なお、助成対象研究（ア）の申請者は植物研究園利用予定を申請書中に明記してください。
- ③ 過去に当助成を受けたことのある申請者も、再度の申請を可とします。但し、助成累積年数は今回の申請を含め6年を限度とします。

## 8. 応募方法

申請には、申請書類のWeb登録と申請書類1部の提出が必要です。

### 申請書の作成と登録

申請書は財団ホームページのWeb登録システムで作成してください。

申請書ダウンロード・登録ページからマイページを取得し、マイページにて申請書を作成、登録するとともに、論文等の添付書類と継続申請の場合は継続申請報告書をPDF形式でアップロードしてください。登録した申請書を印刷し、以下の「応募書類」に従い提出してください。Web登録だけでは申請は受理できませんのでご注意ください。

### 応募書類

Web登録後、下記の順に書類を整理し、1部提出してください。書類は返却できませんので、貴重な資料等はコピーを提出してください。

なお書類は種別クリップでまとめてください。（ホッチキス厳禁）

- ① 植物研究助成候補者推薦書（当財団所定の様式のもの）
- ② 植物研究助成申請書（当財団所定の様式のもの）
- ③ 添付書類（別添いただく著書、論文等（共著、共同研究論文等は、なるべく申請者が筆頭著者もしくは責任著者であるものが望ましい）は申請テーマに関するもの3件まで）
- ④ 植物研究助成継続申請報告書（継続申請の場合）

植物研究助成候補者推薦書の推薦者は所属機関長（総長・学長、研究科長、学部長、理事長、研究所長等）です。なお、候補者のご推薦及び申請は同一の学部、研究科、部局等から2件以内とします。

### 受付期間

令和2年11月10日～11月30日（締切日消印有効）

### 注意事項

推薦書、申請書表紙（基本情報）および継続申請報告書は押印が必要です。またホッチキスは絶対に使用しないでください。

# 第30回（令和3年度）植物研究助成募集要項

## 9. 審査および結果の通知

当財団に設けた審査会において、慎重かつ厳重な審査の上、助成採択者を決定します。審査結果は推薦者および申請者に書面にて通知いたします（令和3年3月上旬 通知）。なお、審査の内容に関するお問い合わせには一切応じることは出来ません。

## 10. 助成対象者の義務

助成対象者は当財団と覚書を締結し、助成期間終了年の4月10日までに助成研究報告書（成果報告書、収支清算書）を提出していただきます。成果報告書には論文や学会発表された要旨などを添付して下さい。未公表の場合は予定を書き、後日抜刷りをお送りください。また、助成期間終了以降も当該助成によって得られた成果に関連する論文や外部発表につきましては同書類等を財団に提出していただきます。なお、研究成果を発表する場合は、当財団の助成を受けたことを明示していただきます。

<和文標記例>

市村清新技術財団 第30回（令和3年度）植物研究助成を受けた。

<英語表記例>

(partly) supported by The 30th Botanical Research Grant of ICHIMURA Foundation for New Technology.

## 11. 個人情報の取り扱い

利 用 目 的：推薦書および申請書に含まれる個人情報は、研究助成の選考および選考結果の通知のためのみに使用します。

第三者への提供：研究助成が決定した場合は、研究代表者のお名前、所属機関、役職および研究課題名、研究概要を公表いたします。また、研究終了後の研究成果概要につきましても公表させていただきます。なお利用目的の範囲内で、個人情報を委託業者が使用することがあります。

## 12. 助成金贈呈式

助成金贈呈式は、令和3年5月中旬に行う予定です。（植物研究園：静岡県熱海市）  
代表研究者は、万障お繰り合わせの上ご出席ください。

## 13. 問い合わせ

当件に関するお問い合わせは、緊急な場合を除き下記 E-mail アドレスにお願いいたします。

応募書類送付先 〒143-0021 東京都大田区北馬込 1-26-10  
問い合わせ先 公益財団法人 市村清新技術財団  
電話 03-3775-2021 FAX 03-3775-2020  
<http://www.sgkz.or.jp>  
E-mail: [zaidan-mado@sgkz.or.jp](mailto:zaidan-mado@sgkz.or.jp)

補足：過去の助成テーマの紹介を上記の財団ホームページ上に掲載しております。  
：財団概要、植物研究園パンフレット、植物研究助成一覧等をご希望の場合は、所属機関名・住所、役職・氏名を記入のうえ、当財団まで E-mail で請求してください。